

## 金融再生を推進するための税制措置

### 【繰延税金資産に係る3点セット(要望)】

金融機関について、

貸倒れに係る無税償却・引当の範囲拡大

欠損金の繰戻還付の凍結解除・期間延長(1 16年)

欠損金の繰越控除の期間延長(5 10年)

を一体的に実施すること

### (繰戻還付について、財政負担を平準化して実施する措置の例)

- ・ 還付金は、初年度の申告により、全額について確定。
- ・ 還付金の支払いにかえて以下の国債を交付する。
  - ・ 無利子とする。
  - ・ 各年、納税額に相当する額を償還する。
  - ・ 原則として、譲渡、担保権の設定その他の処分は不可。
  - ・ 一定期間経過後ないし破産等の特別の事情がある場合には残額を一括償還。

### 【平成16年度与党税制改正大綱】(平成15年12月17日)

#### (改正事項)

欠損金の繰越控除については、全産業を対象に、平成13年度発生分から7年間の繰越控除を可能とする。

#### (検討事項)

「金融機関の不良債権問題の解決は、我が国経済の再生のために重要な課題である。金融機関の不良債権処理に係る税制上の対応については、金融機関の自己資本に関する金融行政上の対応や関連する企業会計制度の検討とあわせ、納税者間の公平、税制度としての執行可能性を前提に、金融機関や財政に及ぼす影響を踏まえ、検討する。」

# 証券市場の構造改革を推進する税制

## 投資信託税制

以下の3点を措置し、上場株式並みの税制とする。

- ・譲渡益に係る税率を26%から10%に引き下げる。(但し19年12月までの間。それ以降は20%)
  - ・損失について3年の繰越控除を可能とする。
  - ・特定口座における取扱いを可能とする。(外国投信については16年4月以降、国内投信については16年10月以降)
- (期中分配金・解約益については税率10%。(昨年度税制改正として措置済み。16年1月より開始。))

## グリーンシート関連

- ・譲渡益に係る税率について、26%から20%に軽減する。(未上場株式全体としての措置)
  - ・グリーンシート銘柄株式のうち一定の要件を満たすものについて、エンジェル税制と同様の措置を講ずる。
- (注)エンジェル税制： 投資額を他の株式譲渡益から控除、 譲渡益を2分の1に圧縮して課税、 損失について3年間の繰越控除が可能。

## 金融商品課税の一体化

### 平成16年度与党税制改正大綱(検討事項)

「我が国金融・証券市場を活力があり、透明性、公平性、効率性の高い市場とし、個人の株式投資を促進するため、金融商品間の中立性・課税の簡素化の観点から、金融資産性所得の一体化に向けた取組みを進めていく。その際、国債の大量発行下における個人保有の拡大策について、金融を取り巻く状況等を踏まえつつ、引き続き検討する。また、利用者の利便にも配慮した納税者番号制度の具体化に向けた検討を進める。」

## その他措置された事項

- 銀行等においても特定口座を設けることを可能とすること
- 外国法人が発行する電子CP(いわゆるサムライ電子CP)の償還差益に係る源泉徴収を免除すること
- いわゆる過少資本税制について、その適用要件として類似法人基準を用いる場合に、類似法人の過去3年以内の事業年度の借入・自己資本比率の利用を可能とすること
- 投資法人の課税の特例について、不動産投資法人がSPCの優先出資証券を100%取得した場合においても、一定の要件の下、特例の適用を可能とすること
- 資産整理に伴う債務免除等があった場合の欠損金の損金算入制度について、繰越欠損金から資本積立金相当額を控除しないこととすること
- 預金保険法第102条に基づく資本注入に係る資本の増加の際の登録免許税の軽減
- 産業再生機構等に係る法人事業税の外形標準課税の特例措置の創設
- 連結付加税の廃止
- 確定拠出年金の拠出限度額の引上げ
  
- 外国金融機関等との間で行う債券現先取引(レポ取引)に係る利子の非課税措置を2年延長すること
- 非居住者及び外国法人に対する民間国外債(ユーロ債等)の利子等の所得税及び法人税に対する非課税措置を2年延長すること
- 銀行持株会社等の受取配当等の益金不算入等の特例制度を2年延長すること
- コマーシャルペーパーに係る印紙税の特例措置を1年延長すること
- 特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記等に係る登録免許税の特例措置を2年延長すること
- 受取配当の益金不算入制度について、損害保険会社の積立勘定から支払われる利子を負債利子控除の対象から除外する措置を講ずること(5年間の租税特別措置)
- 異常危険準備金の積立率の特例措置を3年延長すること

金融機関の自己資本充実に関する税制研究会メンバー

太田 洋	西村総合法律事務所弁護士 中央大学大学院 講師
小宮山 賢	朝日監査法人・公認会計士
デービッド・アトキンソン	ゴールドマン・サックス証券 マネージング・ディレクター 金融調査室長
中里 実	東京大学法学部教授
野崎 浩成	HSBC証券 シニアアナリスト
森平 爽一郎	慶應義塾大学総合政策学部教授
山口 勝美	三菱東京フィナンシャルグループ 主計室 室長

〔計 7名〕

(敬称略 50音順)

「金融税制に関するスタディーグループ」メンバー

平成16年4月

座長	堀内 昭義	中央大学 総合政策学部教授
	池尾 和人	慶應義塾大学 経済学部教授
	池田 克朗	三井住友海上 取締役経理部長
	今松 英悦	毎日新聞論説委員
	内田 哲	飯能信用金庫 理事・総務企画部長
	大崎 貞和	野村資本市場研究所 研究部長
	翁 百合	日本総合研究所 主席研究員
	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	嘉治 佐保子	慶應義塾大学 経済学部教授
	桐山 学	NTT 第四部門担当部長（税務担当）
	斎藤 勝利	第一生命保険 代表取締役専務
	田中 直毅	経済評論家、21世紀政策研究所理事長
	種橋 潤治	三井住友銀行 常務執行役員
	濱口 大輔	三菱商事 トレジャーオフィス アシスタントトレジャー 兼年金運用チームリーダー兼三菱商事厚生年金基金理事
	原 早苗	埼玉大学 経済学部非常勤講師
	藤田 太寅	関西学院大学 総合政策学部教授
	脇水 純一郎	大和証券グループ本社 常務取締役
	和仁 亮裕	三井安田法律事務所 パートナー弁護士

【計18名】

（敬称略 五十音順）

オブザーバー 前原 康宏 日本銀行 企画室審議役

## 金融税制スタディグループの開催実績

	月 日	テ ー マ
第1回	3月25日(木)	これまでの検討の経緯 金融商品課税の一体化
第2回	4月21日(水)	金融商品の多様化
第3回	5月24日(月)	海外の金融商品課税
第4回	6月 2日(水)	金融インフラの進展
第5回	6月23日(水)	金融商品の国際化